

# 平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名	経済産業省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税                 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	外国子会社合算税制の見直し		
要望内容（概要）	<p>日本企業の海外での健全な事業活動における課税リスクや事務コストを低減し、海外展開の推進及び国際競争力の向上を図るため、外国子会社合算税制について以下の所要の措置を講ずる。</p> <p>① 日本企業による外国企業買収後の組織再編における株式譲渡益に対する合算課税の見直し</p> <p>② その他外国子会社合算税制について日本企業の経済実態を踏まえた見直し</p> <p>当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割又は個人住民税所得割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第40条の4～6及び同法第66条の6～9において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第4号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項4号		
減収見込額	[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。</p> <p>したがって、租税回避行為の防止を念頭に置きつつも、グローバルに事業を展開している日本企業の健全な事業活動における課税のリスクや事務コストを可能な限り低減し、海外展開をより一層円滑化していくため、外国子会社合算税制の見直しを行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日本企業は欧米企業と異なり、租税回避行為については抑制的であると言われていたところ、我が国における制度整備の検討に当たっては、そのような日本企業のビジネス実態を踏まえた適切な課税ルールを構築する必要がある。グローバルに活動し利益を我が国に還元することが期待される日本企業に対し、複雑な税制によって過度な負担を課すことは、結果的に国際競争力の低下を招きかねない。</p> <p>現行の外国子会社合算税制は、現状のビジネス実態に必ずしも対応しておらず、日本企業の海外展開に影響を及ぼしているため、現行の諸規定を見直す必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	対外経済 －海外市場開拓支援
	政策の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	政策目標の達成状況	－
有効性	要望の措置の適用見込み	－
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	日本企業の海外での健全な事業活動における税制面でのリスクやコストを除去し、海外展開を後押しすることが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
	要望の措置の妥当性	外国子会社合算税制の適正化を図るものであるため、当該税制の見直しによる措置が妥当。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>世界的なビジネス環境の変化等に応じた制度の適正化が図られてきたことによって、日本企業の海外展開の円滑化等に一定の効果が得られた。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>日本企業の海外展開の円滑化</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 22 年度 拡充（トリガー税率引下げ（25%→20%） （統括会社特例の導入） 平成 25 年度 拡充（無税国所在外国子会社の外国税額控除の見直し） 平成 27 年度 拡充（被統括会社の範囲の見直し） （税務申告時の別表添付要件の見直し） 平成 28 年度 拡充（外国税額控除の適正化） 平成 29 年度 拡充（外国関係会社の判定方法における少数株主排除基準の導入） 拡充（航空機の貸付けの取扱いの見直し）</p>
<p>ページ</p>	<p>14—3</p>